

令和 7 年

第 7 回阿波市農業委員会総会議事録

阿波市農業委員会

令和7年第7回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月25日(金)午後1時30分～午後2時37分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (15名)

- 1番 米澤 実
- 3番 板東 由裕
- 5番 糸谷 徳文 (中立委員)
- 6番 新見 正美 (会長)
- 7番 坂東 満二郎
- 8番 江東 幸和
- 9番 唐渡 義伯
- 12番 古本 義春
- 13番 大村 敏信 (副会長)
- 14番 金山 敬治
- 15番 竹内 正法
- 16番 篠原 安博
- 17番 武澤 守
- 18番 十川 昭夫
- 19番 十川 幸利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (4名)

- 2番 片岡 寛之 (副会長)
- 4番 赤松 晃一
- 10番 天満 仁
- 11番 森本 定

5. 議事録署名委員

- 12番 古本 義春
- 13番 大村 敏信

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について (委員会処分)

- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会処分）
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第5号議案 非農地証明について
第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭
係長 原田裕人
係長 原田昂
主事補 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和7年第7回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

みなさんこんにちは、本日は、何かとお忙しい中、総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。毎日、暑さが厳しく、屋内でも熱中症になることもあるようなので、体調には十分に気をつけていただき、お仕事や委員活動に励んでいただきたいと思います。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、総会のほうに移らせて、いただきたいと思います。着座にて進行させていただきます。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、15名で定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、12番古本委員、13番大村委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第7号までの7議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について（委員会処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第1号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について（委員会処分）についてですが、2件の届出がございます。着座にて説明させていただきます。

案件番号1番、地図は、1ページ、2ページをご覧ください。地目は田、1筆で、面積1125㎡。本件は、令和7年3月の総会においてご審議いただきました、令和7年3月25日付けの3条許可の取消願でございます。両者の間で売買が解除されたため、このたび提出がありました。

案件番号2番、地図は、3ページから5ページをご覧ください。地目は田、3筆で、面積1169㎡。本件は、平成31年1月の総会においてご審議いただきました、平成31年1月25日付けの3条許可の取消願でございます。両者の間で売買が解除されたため、このたび提出がありました。

以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から、第1号議案について、説明がありました。これについて質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案のとおり、承認することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号1番・4番・7番から13番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は、13件ですが、案件番号7番、8番、9番、10番は農地法第3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、9件となります。内訳としまして、売買が、5件、区分地上権の設定が、4件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。ただし、案件番号2番、3番、5番、6番につきましては、阿波市農業委員会総会会議規則第12条に「委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、案件番号1番、4番、11番、12番、13番の審議をしていただいた後に、説明させていただきます。

はじめに、案件番号1番、地図は、6ページ、7ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積は、493㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人が従事していき、トマト・ナス・ピーマンを作付けする予定です。

続きまして、案件番号4番、地図は、12ページ、13ページをご覧ください。地目は田、1筆 面積、577㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻とで農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を

作付けする予定です。

続きまして、案件番号 11 番、地図は、26 ページ、27 ページをご覧ください。地目は田、1 筆 面積、938 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人と妻が農作業に従事していて、水稻を作付けされております。申請地にも、水稻を作付けする予定です。

続きまして、案件番号 12 番、地図は、28 ページ、29 ページをご覧ください。地目は田及び畑、2 筆 面積、1545 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人が農作業に従事していて、果樹、養鶏を作付けされております。申請地にも、果樹、養鶏を作付けする予定です。申請理由としましては、法人で購入した土地を税金対策の関係で自分の個人名義で買い戻すとのことでした。

続きまして、案件番号 13 番、地図は、70 ページ、71 ページをご覧ください。地目は田及び畑、2 筆 面積、1,317 m² 契約内容は、売買となっております。譲受人とご両親とで農作業に従事していて、苺、ブドウを作付けされております。申請地には、苺を作付けする予定です。

以上、説明しました案件については、荒廃農地のところもございしますが、取得後、周囲に迷惑をかけないよう解消をしていきますとの回答を頂いております。今後、農地を適切に利用する事とされ、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第 2 号議案の番号 1 番・4 番・11 番から 13 番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号 1 番を 19 番十川委員をお願いします。

○19 番（十川委員）19 番十川でございます。譲渡人は県外に住んでおり、こちらに帰ってくる予定もなく相続はしたんですが、管理ができないので売買先を考えていたところ譲受人と売買が成立しました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号 4 番を 14 番金山委員をお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。申請地は、譲受人の隣の土地で、譲渡人は農業ができないので、売りたい話があり話がまとまりました。全く問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号11番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。譲渡人は、土地を全部売りたいことと、譲受人が現在田んぼをしておりますので、問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号12番・13番を私6番新見が説明します。

○6番（新見委員）12番についての概要は事務局のとおりで、申請人に聞き取りをしたところ税制面で個人名にするとのことで、問題ないと思います。13番、概要については事務局のとおりで、申請者に23日現地調査をしたところ、譲渡人は高齢で耕作できないため売却し、譲受人は苺を作付けしていくことで、問題ないと思います。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第2号議案の番号1番・4番・11番から13番について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案の番号1番・4番・11番から13番については、原案どおり許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案の番号2番・3番・5番・6番ですが、本案件につきまして、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)の番号2番・3番・5番・6番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)続きまして、案件番号2番、地図は、8ページ、9ページをご覧下さい。地目は田、面積は、1821㎡ 契約内容は、区分地上権の設定となっております。営農を継続する太陽光発電設備の場合は、農地は農地として利用しますが、土地の空中に太陽光パネル等を設置しております。この太陽光パネルの権利を守る場合、地上権の設定が必要でありますので、今回申請がありました。農林水産省からの課長通知により、5条許可の申請と同時に3条許可申請を行い、併せて許可判断を行うこととされています。また許可日についても、5条許可と同日付で行うこととなります。農地法第5条の規定による許可申請が出ておりますので、詳細については後ほど、そちらの方でご説明いたします。

続きまして、案件番号3番、地図は、10ページ、11ページをご覧下さい。地目は田、2筆 面積は、2226㎡ 契約内容は、番号2番と同じです。

続きまして、案件番号5番、地図は、14ページ、15ページをご覧下さい。地目は田、2筆 面積は、1764㎡ 契約内容は、番号2番と同じです。

続きまして、案件番号6番、地図は、16ページ、17ページをご覧下さい。地目は田、1筆 面積は、1670㎡ 契約内容は、番号2番と同じです。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われまます。以上、説明を終わりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から第2号議案の番号2番・3番・5番・6番について説明がりましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明を

お願いします。それでは、番号2番・3番を18番十川委員にお願いします。

○18番(十川委員)18番十川です。2番・3番についてですが、荒れることなくいつも綺麗に整理されています。今回話がまとまり太陽光を建てるということなんですが、何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番・6番は、事務局の通り問題ないと、11番森本委員から報告を受けています。

【議長】

事務局並びに担当委員から、第2号議案の番号2番・3番・5番・6番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案の番号2番・3番・5番・6番については、原案どおり、許可することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

(●●●委員着席する)

【議長】

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田)第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)を説明いたします。座って説明させていただきます。

番号1番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田及び畑 面積は、併せて927㎡ 転用目的は、「農業用倉庫・駐車場」です。地図資料30ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から南西へ約

1kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。申請者は申請地周辺に農地を多く有しております。この度、農業の経営規模拡大に向け農業用倉庫とトラクター、管理機、フォークリフト等の駐車場を整備するため、この度の申請にいたしました。なお、本申請地を3条許可で取得した際に、そのまま造成できると勘違いし、造成をしてしまっていたため、始末書を添付いただいています。造成等については、土砂・クラッシャー等で約60cm盛土されており、北側以外は既存壁で囲まれていて、北側は土羽固めされているため、土砂の流出等の恐れは無いものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、併せて283㎡ 転用目的は、「住宅」です。地図資料32ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「徳島県立阿波西高等学校」から南東へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。申請者は昭和50年頃から本申請地に居住しています。後の説明で出てきますが、4号議案、案件番号7の案件で申請者の孫が申請者所有の隣接地で住宅を建てる計画を進めていた際に、本申請地が農地のままであることが発覚しました。そこで、違反状態を解消すべく、始末書を付けて、この度の申請をするにいたしました。土地の造成・給排水についても現況のまま利用するため、土砂の流出や周囲の農地への影響等の恐れはないものと思われます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、畑 面積は、504㎡ 転用目的は、「庭・駐車場」です。地図資料34ページを併せてご参照ください。申請地は市場町の「阿波市立大俣小学校」から北東へ約1.2kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請者は昭和58年に併せ利用地にある住宅を建築した際に、本申請地も庭・駐車場として整備し、現在まで利用しています。今般、居住地の登記を確認する機会があり、そのなかで本申請地が農地のままであることが発覚したため、違反状態を解消すべく、始末書を付け、この度の申請をするにいたしました。給水はなく、土地の造成や排水についても現況のままであり、土砂の流出や周囲の農地への影響等の恐れはないものと思われます。

以上、第3号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号1番を19番十川委員をお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。1番についてですが、先ほど事務局の説明のとおりで、現地確認すると整地もできており、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を15番竹内委員をお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。20日に現地確認を行い、本人は施設にあり、孫に話を聞きました。事務局のとおりで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を13番大村委員をお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。概要は事務局のとおりで、数十年前に宅地に隣接する畑に庭・駐車場をつくったとのことで、始末書も添付され、やむなしと考えております。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）の番号1番から3番、6番から9番、12番から15番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きますして第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を、説明いたします。先に取下げ報告をいたします。番号1番が取下げとなりましたのでご報告いたします。それでは、営農型太陽光以外の案件である番号2番から3番、6番から9番、12番から15番の案件をまず説明させていただきます。

番号2番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、77㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の38ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」の南道路を超えた所に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は併せ利用地の●●●の宅地を取得し、住宅西側の●●●の農地も買い受ける契約を交わしていますが、住宅西側の農地の一部が●●●の駐車場として舗装・使用されておりました。今回取得した宅地に来客用の駐車スペースがなく、違反状態も解消するため、分筆して来客用駐車場として引き続き使用べく、この度の申請にいたしました。なお、本申請地は相続取得した農地であり、●●●の所有者も駐車場造成時から変わっており、駐車場を整備された経緯は不明ですが、その旨を記載した始末書も添付いただいております。現況のまま利用するため、土砂の流出はないものと思われます。給水はなく、排水は雨水のみで引き続き市道側溝に流下する計画であり、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号3番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、34㎡ 転用目的は、「住宅・庭」で、「所有権の移転」です。地図資料の40ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」の南道路を超えた所に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。先ほどの2番の案件の続きになりますが、転用者が宅地を取得し建物登記をする際に、住宅の一部が農地にはみ出していることが発覚したため、違反状態を解消すべく、宅地部分を分筆して、

この度の申請にいたりました。なお、本申請地も相続取得した土地であり、現在のような状態になった経緯は不明ですが、その旨を記載した始末書も添付いただいております。現況のまま利用するため、土砂の流出はないものと思われま。給水はなく、排水は、雨水のみで引き続き敷地内で地下浸透させることから、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号6番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、687㎡ 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の46ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「阿波市立伊沢小学校」から東へ60mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われま。転用者は現在アパートにて生活しておりますが、手狭になり住宅を建てたいと考えていたところ所有者と話しがまとまり、この度の申請にいたりました。土地の造成等については、購買土で50cm程度盛土後転圧し、周囲には擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われま。また、盛土規制法の許可申請も県の担当課へ提出済みです。給水については西側県道にある水道本管より引き込むことで業務課と協議済みです。雨水、生活排水については浄化槽を経由後、北東にある中部土地改良区管理水路へ放流することで、改良区から排水同意をいただいております、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号7番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、323㎡ 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の48ページを併せてご覧ください。申請地は、阿波町の「徳島県立阿波西高等学校」から南東へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われま。転用者は現在隣接地の居宅で妻と祖父と同居しています。手狭となっているため、持ち家を建てたいと考えていたところ、隣接する祖父の土地を使用貸借することで話しがまとまり、この度の申請にいたりました。土地の造成等については、周囲にコンクリート擁壁を施行し、良質な山土で15cm程度盛土後転圧する計画であり、土砂の流出はないものと思われま。給水については東側市道にある水道本管より引き込むことで業務課と協議済みです。雨水、生活排水については浄化槽を経由後、東の市道を横断し阿波東部土地改良区管理水路へ放流することで、それぞれ阿波市維持管理課、改良区から同意を得ており、周辺の農地には影響がないものと思われま。

番号8番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、畑 面積は、75㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設の一部」で、「所有権の移転」です。地図資料50ペ

ージを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から北西へ約 1km に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認められます。平成 30 年当時、隣接地の●●●を太陽光事業者が農地法 5 条許可を受け転用し太陽光パネルを設置しました。その際に、本申請地を転用しないまま、太陽光発電施設の管理地として整備してしまっており、当該土地を相続した所有者が固定資産の状況を確認した際に、本申請地が違反状態で発電事業者に売却できていないことが発覚しました。そのため、違反状態を解消し、現況に沿った所有権と地目に変更するため、始末書を添え、この度の申請に至りました。現況のまま利用するため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、現況どおり敷地内で地下浸透させることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号 9 番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田及び畑 面積は、45 m² 転用目的は、「進入路」で、「所有権の移転」です。地図資料の 52 ページを併せてご覧ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場小学校」から北東へ約 600m に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第 1 種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。申請地に隣接した道が転用者の自宅への唯一の進入路となるのですが、道幅が狭く、高齢になり運転に不安を感じていたところ、進入口を広げることで農地の所有者と話がまとまり、この度の申請にいたりました。土地の造成については、周囲の道の高さに合わせる形で土砂、碎石で盛土し、農地との境界には土留め壁、コンクリート擁壁を設置するため、土砂の流出はないものと思われます。給水はなく、排水は雨水のみで地下浸透及び自然流下による市道側溝へ排水するのみで、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号 1 2 番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、1,617 m² 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の 58 ページを併せてご覧ください。申請地は、土成町の「阿波市立土成小学校」から北東へ約 50m に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第 1 種農地と認められますが、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イに規定されている「農業用施設、農畜産物処理加工施設に供するもの」とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●この度、隣接地に●●●を建築する計画があり、それに伴い駐車場を確保する必要が生じていたところ、農地の管理に苦慮する所有者と話がまとまりこの度の申請にいたりました。土地の造成については、表土をすきとり良質土とクラッシャーを入れ整地する計画であり、農地に面している所は土羽固めする計画であり、土砂の流出はな

いものと思われます。給水はなく、排水は雨水のみで地下浸透及び自然流下による市道側溝へ排水するのみで、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号13番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、田 面積は、418 m² 転用目的は、「住宅」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の60ページを併せてご覧ください。申請地は、吉野町の「中央広域環境センター」から南西へ約650mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と認められますが、「集落に接続して設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は現在賃貸住宅で生活しております。手狭になり住宅を建てたいと考えていたところ、実家の隣接地の親が所有する土地を使用貸借することで話がまとまり、この度の申請にいたしました。土地の造成等については、良質土で盛土後転圧し、周囲の農地に面している箇所には擁壁を新設するため土砂の流出はないものと思われます。給水については東側市道から引き込むことで業務課と協議済みです。雨水は西の既設水路へ放流、生活排水については浄化槽を経由後、親が所有する土地を経由し改良区管理の西側水路へ放流することで、土地所有者、改良区から排水同意をいただいております、周辺の農地には影響がないものと思われます。

続きまして、番号14番と15番は同じ内容のため、まとめて説明いたします。番号14番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、併せて1,370 m² 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料62ページを併せてご参照ください。番号15番 申請の所在地は、議案書のとおり。地目は、全て田 面積は、併せて885 m² 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料64ページを併せてご参照ください。申請地は、それぞれ吉野町の「阿波市立一条小学校」から南東へ約300mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。農地の管理に苦慮していた所有者と、太陽光発電事業を営んでいる転用者で話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、周囲には擁壁があるため土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第4号議案番号2番から3番、6番から9番、12番から15番の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から第4号議案の番号2番・3番、6番から9番、12番から15番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号2番・3番を19番十川委員をお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。2番ですが事務局説明のとおりで、譲渡人は土地建物を相続し、県外に住んでおり、管理ができないことから、地元の譲受人が購入することになりました。3番も事務局説明どおりで農地の上に建物がかぶってきて、今回転用するというので、現地も確認しましたが何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を16番篠原委員をお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。19日に話を聞きまして借受人は貸出人の孫であります。排水についても事務局のとおり、承認を得ており、何ら問題ないと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を15番竹内委員をお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。借受人は貸出人の孫にあたり、新築するとういことあります。20日に現地確認し、排水のことも聞き、見た限り問題があるような感じはいたしませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番を14番金山委員をお願いします。

○14番（金山委員）14番金山です。先ほど事務局説明がありましたように、平成30年に太陽光設置したときに気が付かず、今回気が付いてされるということで、問題ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号9番は、事務局の通り問題ないと、11番森本委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号12番・13番を7番坂東委員にお願いします。

○7番（坂東委員）7番坂東です。12番は、譲受人が駐車場を拡張したいということで、行政書士にも聞き取りをし問題ないと思います。13番は、親子関係で、息子夫婦が地元に戻ってくるので、土地を貸すことになりました。事務局のとおり問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号14番・15番を1番米澤委員にお願いします。

○1番（米澤委員）1番米澤です。14番・15番の譲渡人は耕作に苦勞しており、譲受人は同じですが太陽光発電の話がまとまりました。やむなしと思いますので、ご審議どうぞよろしくお願ひいたします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第4号議案の番号2番・3番、6番から9番、12番から15番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案の番号2番・3番、6番から9番、12番から15番については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案の番号4番・5番・10番・11番ですが、本案件につつま

しては、●●●委員が当事者となっていますので、会議規則第12条の規定の議事参与制限によりまして、当該事案の審議開始から終了まで退席していただきます。それでは、●●●委員退席してください。

(●●●委員退席する)

【議 長】

それでは、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)の番号4番・5番・10番・11番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(原田) それでは、営農型太陽光発電施設の新規申請については、同じ転用者・同じ転用目的ですので、まとめて説明します。

まず、議案書5ページの番号4 地目は、田 面積は、1, 821㎡の内0.454㎡ 地図資料42ページから43ページを併せてご参照ください。次に番号5 地目は、全て田 面積は、併せて2, 226㎡の内0.590㎡ 地図資料44ページから45ページを併せてご参照ください。次に番号10 地目は、全て田 面積は、併せて1, 764㎡の内0.522㎡ 地図資料54ページから55ページを併せてご参照ください。次に番号11 地目は、田 面積は、1, 670㎡の内0.45㎡ 地図資料56ページから57ページを併せてご参照ください。以上4申請は、全て低圧の太陽光発電施設での一時転用の新規申請です。

概要をまとめて説明します。転用者は、●●● 土地所有者は、●●● 営農者は、●●●です。全ての申請地で水稻を栽培します。「水稻」ですが、太陽光発電設備下部での栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である●●●から添えられております。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として3m、作付け幅として4m、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われまます。収量についてですが、「水稻」の地域単収は、令和6年12月公表の農林水産省中国四国農政局発表の作物統計調査より10aあたり480kgとしています。今回のパネル下部での単収見込は、10アール当たり432kg、地域単収に対し、約90%の収穫を計画しております。今回は営農者として●●●が位置づけられており●●●は阿波市において認定農業者で位置づけられております。営農型太陽光発電施設での一時転用期間では認定農業者の場合、最長で10年間での申請が可能ですが近年の営農型での申請地の状況や阿波市においての水稻での申請が初めてであることを鑑み、3年間で意見書は作成予

定です。

以上のことから、事業計画及び営農計画は適切であると思われ許可やむおえないと思われ。その他、必要書類も添付されており事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われ。ので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から第4号議案の番号4番・5番・10番・11番について説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。それでは、番号4番・5番を18番十川委員にお願いします。

○18番(十川委員)18番十川です。事務局の説明とおりに特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号10番・11番は、事務局の通り問題ないと、11番森本委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第4号議案の番号4番・5番・10番・11番について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第4号議案の番号4番・5番・10番・11番については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。それでは、●●●委員の着席を認めます。

(●●●委員着席する)

【議 長】

次に、第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（伊坂）第5号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番議案書8ページ、地図資料は66、67ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は、田、現況地目は宅地で9.06㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できないと思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われます。ご審議のほど、宜しくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番は、事務局の通り問題ないと、11番森本委員から報告を受けています。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第5号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第5号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第6号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和7年7月16日付け阿農振第361号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和7年農用地利用集積等促進計画第7号」をご覧ください。6ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっております、43件118筆 総面積116,866.28㎡ の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、44筆 42,457.28㎡。使用貸借が、4筆 3,656.00㎡。次に、新規で賃貸借が、59筆 64,375.00㎡。使用貸借が、11筆 6,378.00㎡。なお、解約者につきましては、7ページから8ページをご覧ください。13件 39筆 29,446.00㎡ となっております。

以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われまので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課（中倉）失礼いたします。農業振興課の中倉と申します。よろしくお願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。阿波市では小学校区を基準に10地区で地域計画を作成しておりますが、農振除外や農地転用などの理由により農地面積が減少する場合、事前に地域計画を変更することが必要となっております。その際、現在の記載方法では、小規模の面積減少であるとき端数処理の都合により、小数点以下の部分の変更が表示されないため、今回から農地面積と集積率については、小数点第二位まで記載するように変更いたします。併せて、面積の集計に間違いがあった部分についても修正を行っております。なお、大俣地区については来月に農地転用申請を行う農地があるため、その面積も減少させております。

以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第7号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第7号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）それでは、報告第1号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書 9ページから10ページをお開きください。今月は、4件9筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借

の解約が、4件9筆 となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、10ページから11ページまでとなります。今月は、5件9筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、5件9筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第3号、「2アール未満の農地転用届」について、ご説明いたします。番号1番、議案書11ページ、地図資料は68、69ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目・現況地目ともに「田」、登記面積は478㎡でございまして、このうち84.42㎡の転用でございまして、転用目的は、「農業用進入路」でございまして、届出地には、令和5年11月ごろから農業用進入路の敷地として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございしますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なし」の声あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和7年第7回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和7年8月25日（月曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

（終了時間 午後2時37分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 7年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員